

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年条例第51号）第40条第2項	関連事業者（第2種関連事業者）の許可の取消し	中央卸売市場業務課

処分基準は、盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年条例第51号）第40条第2項及び第3項に規定のとおりとする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。